

新たな段階をむかえた 労働基本権回復のたたかい



公務員から
労働基本権が
奪われて
60年だって!



60年か…
労働基本権の
こと忘れても
しかたないけ



こらあつ!
こんな大切な
ものわすれるな!

政府が1948年に公務員労働者の労働基本権を一方向的に剥奪してから、今年、ちょうど60年の節目の年をむかえました。一方で、「公務員制度改革」のなかで、労働基本権回復の議論が高まっています。

公務・公共サービスの破壊と一体で 「公務員制度改革」が進行

「行政改革」のなかで、2001年には、中央省庁が1府12省に再編され、試験・研究機関などが独立行政法人に移行しました。

このとき、政府は、「新たな政府の組織で働くのは新たな公務員でなければならない」として、次の焦点を、「公務員制度改革」に定め、能力・実績主義にもとづく人事管理制度や、官民の人材交流促進などをめざしました。

しかし、この「改革」では、労働基本権を回復するという視点はなく、労働組合をはじめとする批判の声や、ILO（国際労働機関）からたび重なる是正勧告が日本政府に出されるなど、国内外の世論が高まりました。

政府の専門調査会が「最終報告」

内外の世論にも押されて、政府は、2006年に公務員の労働基本権のあり方を検討する「専門調査会」を設置し、翌年に「最終報告」をとりまとめました。

こうした流れのなかで、60年にわたって制約されつづけてきた公務員の労働基本権を回復できる条件がひろがってきています。

いま、政府が、「官から民へ」として、公務・公共サービスの営利企業化・商品化をねらい、「もの言えぬ公務員」づくりへと「公務員制度改革」をすすめているとき、公務員のたたかう権利＝労働基本権を回復するため、新たな運動の前進が求められています。

労働
基本権
とは

団結権

労働者が労働条件の維持・改善のために使用者と対等な交渉能力を持つ労働団体（労働組合）を結成する権利

団体交渉権

労働者が、労働条件の維持・改善のために使用者と対等に交渉する権利

団体行動権（争議権）

労働者が、労働条件の維持・改善のための要求を貫徹するために、ストライキなどでたたかう権利。公務員は、この権利が制約されているばかりか、刑事罰まで課せられている。

公務員の労働基本権

(○=あり、×=なし)

職種	団結権	団体交渉権	団体行動権
非現業公務員	○	×	×
現業公務員	○	○	×
警察・消防・自衛隊など	×	×	×

※現業公務員:公権力の行使を伴わない非権力的な行政事務に携わる公務員

政府の 公務員制度 改革 のねらい

1. 「もの言えぬ公務員」づくりへ

小泉内閣(当時)は2001年12月、全労連・連合の両ナショナルセンターの強い反対を押し切って、「公務員制度改革大綱」の閣議決定を強行しました。

その内容は、能力・業績主義を強

化することや、特権キャリア制度の温存などを盛り込む一方、労働基本権については、「制約を維持する」と結論づけました。

「公務員制度改革」が、人事管理の強化でしぼりつけ、公務員を「国

民全体の奉仕者」から財界や政権党いいなりの「一部の奉仕者」にすることをねらっていることは、「大綱」の内容からも明らかです。

2. 「戦争をする国」づくりへ

小泉内閣を引き継ぎ、安倍内閣が2007年4月に閣議決定した「公務員制度改革について」では、「戦後レジームからの脱却」の中核に「公務員制度改革」を位置づけました。

これは、「戦争をする国」の担い手となるように公務員をつくりかえ、憲法9条改悪に踏み出そうというねらいを持っています。